

令和5年8月10日
海事局総務課
外国船舶監督業務調整室

世界各国と協調してPSC集中検査キャンペーンを実施します！

国土交通省は、寄港国による外国船舶の検査（PSC：ポート・ステート・コントロール）の一環として、9月1日から11月30日までの3ヶ月間、アジア・太平洋地域及び欧州・北大西洋地域（合計48の国と地域）と協調し、船舶の火災安全対策に対する船舶所有者、船舶運航者及び船員の注意を喚起することを目的とした「火災安全に関する集中検査キャンペーン」を実施します。

東京MOU（アジア・太平洋地域における21の国と地域のPSC協力体制）では、毎年度、加盟国地域において集中検査キャンペーン（CIC: Concentrated Inspection Campaign）を実施しており、今年度は、「船舶の火災安全対策」をテーマとして実施します。また、パリMOU（欧州・北大西洋地域における27カ国のPSC協力体制）においても、例年と同様、東京MOUと同一のテーマで同時期に実施することとしています。

これを踏まえ国土交通省では、9月1日から11月30日まで、全国で「船舶の火災安全対策に関する集中検査キャンペーン」を行います。

具体的には、同期間中に行うPSCにおいて、特に以下のような事項について確認を行います。

- ① 非常脱出経路、防火戸等の火災安全のための設備及び装置を適切な状態で維持していること。
- ② 通風装置に係る制御装置、消火管の弁等火災安全に重要な装置が操作可能であること。
- ③ 火災探知警報装置等の定期的な試験を適切に実施していること。
- ④ 防火操練が適切に行われていること。

アジア・太平洋地域と欧州・北大西洋地域という広いエリアにおいて、同時期に同じテーマで集中検査キャンペーンを実施することを通じて、同エリア内を航行する船舶に対してより一層の安全及び海洋汚染防止に対する認識を高めることが期待されます。



【問い合わせ先】国土交通省 海事局 千原・北川
海事局 総務課 外国船舶監督業務調整室
（代表）：03-5253-8111（43-177、43-176）
（直通）：03-5253-8639

<参 考>

1. 「PSC」(ポート・ステート・コントロール : Port State Control)

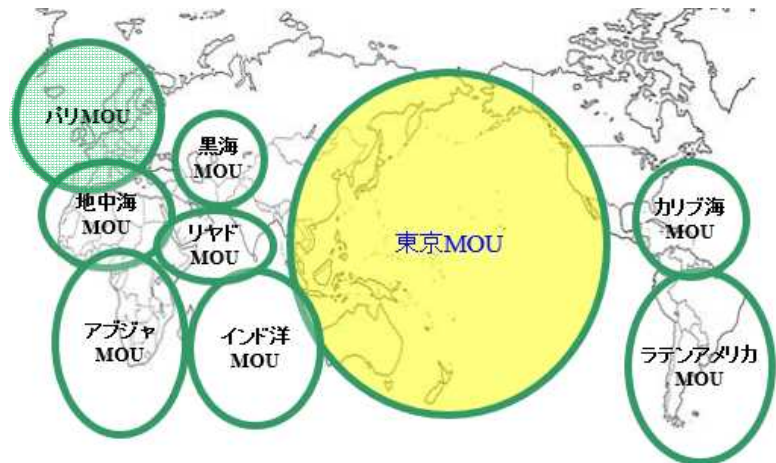
旗国は、自国籍船が国際条約の基準に適合していることを確認する義務がある。しかしながら実際には、サブスタンダード船(基準に適合していない船舶)が存在しており、国際的にこうした船舶の排除が重要な課題となっている。この十分に果たせていない旗国の役割を補完するため、自国に入港する外国船舶へ対して立入検査を行うことをPSCといい、寄港国の権利として、IMO(国際海事機関)の条約等により認められている。

2. 「MOU」(エムオウユウ : Memorandum of Understanding)

PSCの効果を上げるためには、周辺諸国との情報共有などの協力が不可欠であり、そのために各国の海事当局が結んだ覚書。MOU参加国は、過去の基準不適合船に関する情報共有や、PSC検査官の研修訓練等を共同で実施している。

3. 東京 MOU

1994年に活動を開始した、アジア・太平洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在21の国と地域(日本、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ及びベトナム)PSC当局が加盟しているほか、メキシコが準加盟当局として参加しています。



4. パリ MOU

1982年に活動を開始した、欧州・北大西洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在27の国(ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス)が参加している。

5. 過去5年間の集中検査キャンペーンのテーマ(実施時期:9月1日~11月30日)

2022年(令和4年)STCW条約全般

2021年(令和3年)船舶の復原性全般

2019年(令和1年)非常用システムと手順

2018年(平成30年)船舶による大気汚染の防止

注)2020年(令和2年)については、新型コロナウイルス感染の影響により未実施